

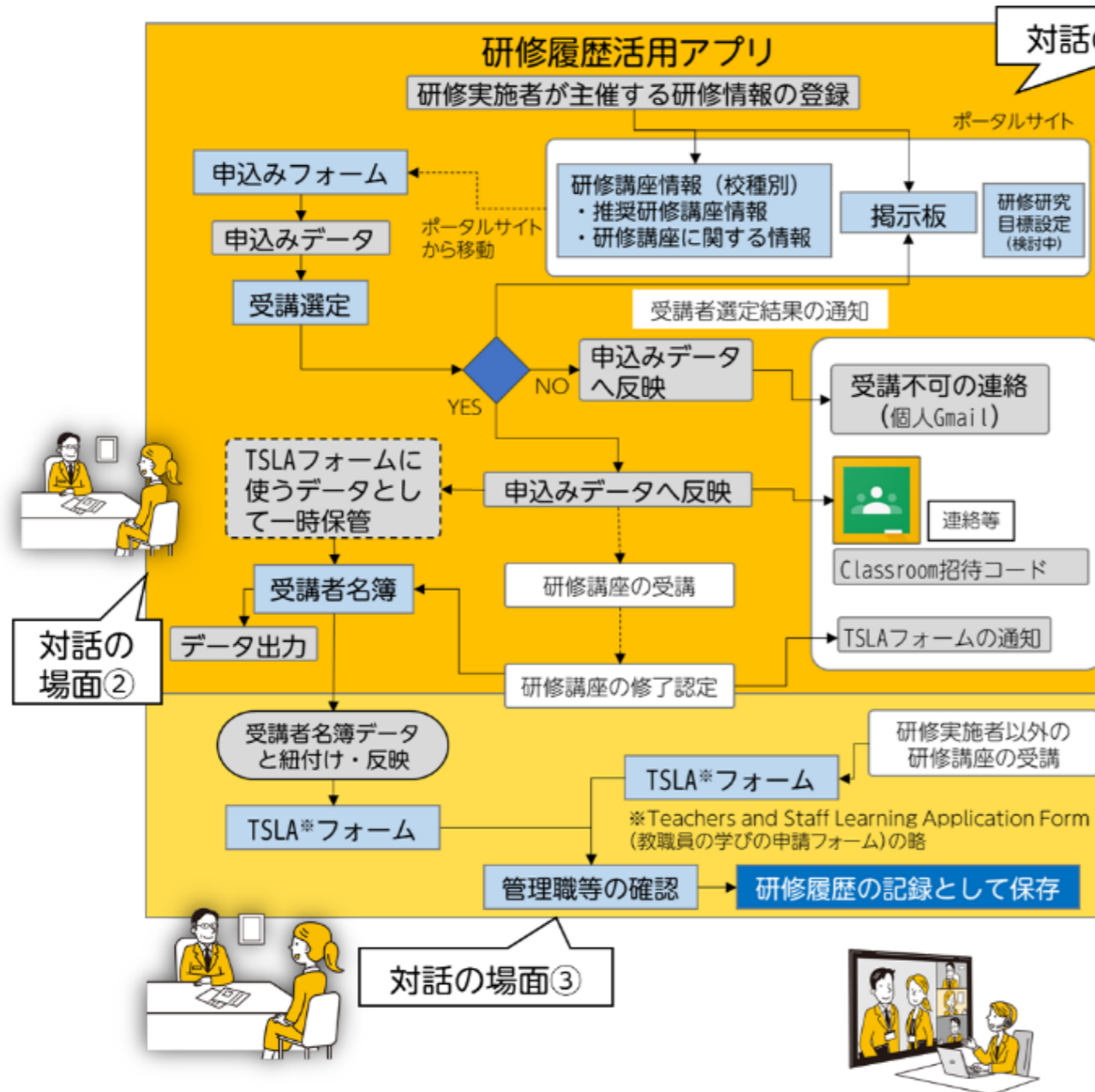
研修履歴の記録について

令和6年1月18日
教育研究所

- 令和4年5月「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」が公布。
- 令和4年8月に、「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について（通知）」が文部科学省から通知され、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励^{*}に関するガイドライン」が策定される。
(^{*}教師の資質向上のための取組の記録が「研修履歴」、資質の向上に関する指導・助言等が「対話に基づく受講奨励」と位置付け。)
- 本県教職員の主体的かつ効果的な資質向上・能力開発を図る目的で、「研修履歴」の効果的な記録のための「研修履歴活用アプリ」を開発。
- 研修履歴活用アプリを活用した教職員の効果的かつ主体的な資質向上・能力開発の仕組み（以下「次世代型教職員研修システム」）を構築（令和6年度開始）。

次世代型教職員研修システムの概略

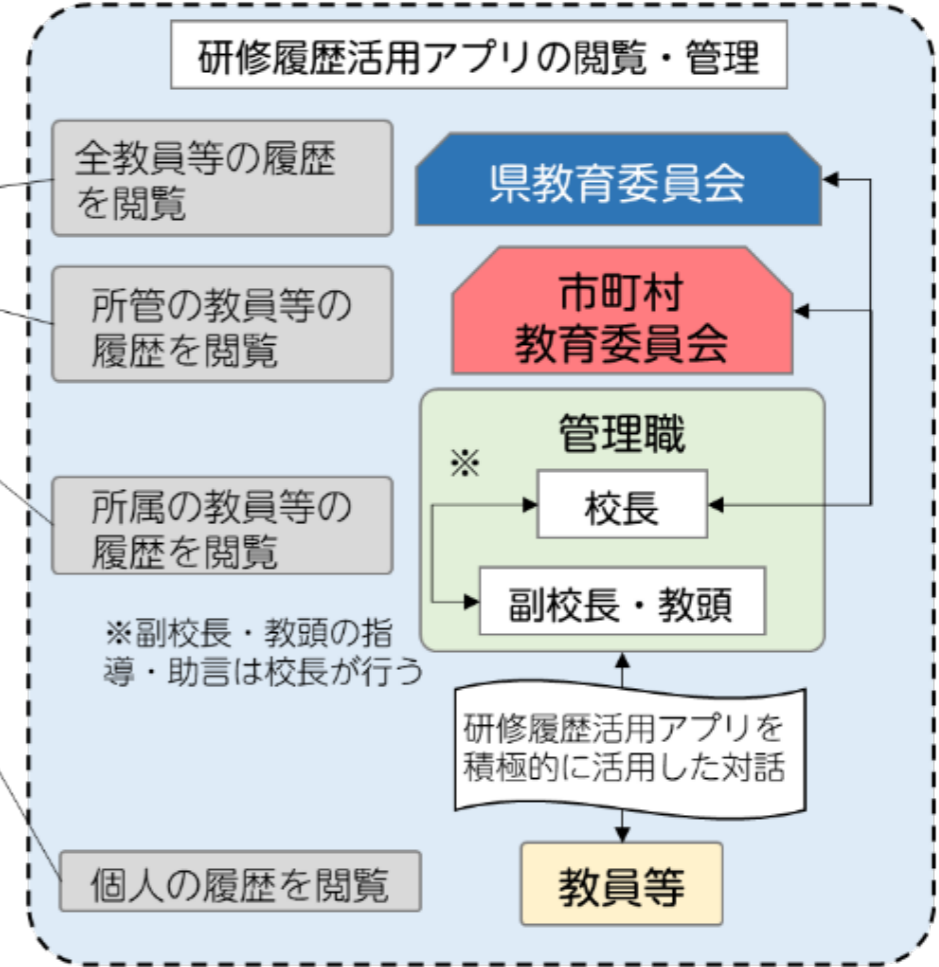
YouTubeなどのサイトにコンテンツを掲載するなど、オンデマンド型の研修も充実していく



対話の場面①



- ①今年度の研修及び研究の計画等について、管理職等に相談をしたり、研修履歴の記録を参考に、受講の奨励をしたりする。
- ②申し込んだ研修等についての目標設定などについて相談、指導、助言する。
- ③研修受講後の学びやりフレクションしたことなどについて、対話する。
- ④これまでの履歴等を基に、自己の強みをさらに伸ばすなど、主体的な学びの継続を目指す。



対話の場面②



対話の場面③



次の学びを考える場面④
お勧め研修等の提案



研修履歴の記録の流れ

研修履歴活用アプリでの申請及び閲覧には「いいネットなら」アカウントが必要

